

議案第165号

訴訟の提起について（水道局関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 大中物産株式会社 ほか1名 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	平成26年9月19日から平成28年9月9日までの間に本市が締結した5件の粒状活性炭の買入契約について、令和元年11月22日付けで、公正取引委員会から当該各契約に係る各一般競争入札に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する行為があった旨の排除措置命令及び課徴金納付命令があり、当該各契約のうちの4件の契約（以下「本件各契約」という。）に係る当該各命令が確定したことから、被告らを含む本件各契約の相手方である4名の事業者に対し、本件各契約に基づく上記違反行為に係る違約金として、契約書所定の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたが、被告らがこれに応じなかったため、被告大中物産株式会社に対し、契約書所定の損害賠償金48,045,312円及びこれに対する遅延損害金の支払を、被告曾我株式会社に対し、契約書所定の損害賠償金20,998,232円及びこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めるものである。

令和4年9月13日提出

説 明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。